

# 海外労働事情

## イギリス

### 最低賃金、一〇月から 五・九三ポンドに引き上げ

政府は三月二四日に発表した予算案の中で、全国最低賃金の二〇一〇年一〇月からの改定額を示した。政府の諮問機関である低賃金委員会の答申を受けたもので、現在二二歳以上の労働者に適用されている基本額を五・八〇ポンドから五・九三ポンドに引き上げるほか、若者向けの額についても引き上げを行う。併せて一〇月から、現在最低賃金の適用が除外されている一部のアプレンティスシップ



(企業における見習い訓練制度の参加者に対して、新たに二・五〇ポンドの最低賃金額が設定される。このほか、基本額の適用年齢の下限が二二歳から二一歳に引き下げられる予定だ。

同日に公表された低賃金委員会の報告書は、不況の影響に関する分析に大部を割いている。一九三〇年代以来ともいわれる

急激かつ長期にわたる景気の縮小にもかかわらず、雇用の減少幅は想定されたよりも小さかった。委員会はその要因として、労働時間や雇用量による調整よりも、賃金や投資の抑制、在庫調整、利潤などにより調整が行われたとみている。男性や若年層の無資格者の間では雇用減が著しかったものの、女性や高齢者、障害者、エスニック・マイノリティや外国人の雇用についてはさほどの悪化はみられていない。また最賃改定の影響が特に大きい低賃金部門でも、経済全体に比して雇用状況の悪化は緩やかなものに留まっている。うち、小売業とホスピタリティ業(宿泊・レストランなど)では、消費の低迷を反映して雇用が大きく落ち込んだが、介護業や保育業、理容業などではむしろ雇用が増加している。

委員会は、景気や雇用の先

最低賃金額の推移

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
最賃額(£)	3.60	3.70	4.10	4.20	4.50	4.85	5.05	5.35	5.52	5.73	5.80	5.93
増加率(%)		2.8	10.8	2.4	7.1	7.8	4.1	5.9	3.2	3.8	1.2	2.2
未満率(%)*	0.9	0.9	1.3	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8		
対平均賃金比率(%)*	35.7	34.7	36.5	35.9	37.7	38.5	38.5	39.6	39.2	39.5		
対賃金中央値比率(%)*	45.4	44.2	47.2	46.5	48.1	49.4	49.7	51.0	50.6	50.7		

\* 統計局(Office for National Statistics)の労働時間・所得統計調査(Annual Survey of Hours and Earnings)に基づき、低賃金委員会が推計したもの。

行きについて慎重な見方を示しつつも、今年から来年にかけての緩やかな経済成長と賃金・物価の上昇を前提に、最賃額の引き上げを提案している。基本額五・九三ポンドの引き上げ率二・二%については予測される賃金上昇率に、また一八〜二〇歳向け(一)の額四・九二ポンド(九

ペンス、一・九%増)および一六〜一七歳向けの額三・六四ポンド(七ペンス、二%増)については予測される消費者物価上昇率に基づき、改定案を決めたという。

一方、政府が一昨年から委員会に諮問していた一部のアプレンティスシップ参加者に対する最賃制度の適用除外の是非については、委員会は新たな最賃額の設定を答申、政府はこれを承認して一〇月からの導入を決めた。現行制度においては、一九歳未満または一九歳以上で参加期間が一年未満のアプレンティスシップ参加者に対して最賃の適用が除外されているが、新たに、就業および訓練(職場外訓練を含む)時間に対して一律二・五〇ポンドを最賃額として設定する。ただし、賃金を伴わないアプレンティスシップ(二)については、従来通り適用が除外される。またイングランドについては、週当たりの賃金額の下限が九五ポンドと定められており(三)、新たな最賃額が適用された場合に賃金が低下する参加者が生じる可能性がある。このため移行措置として、現在の参加者に対しては、週当たり賃金額の下限が維持される。委員会は、最賃額の設定によって、政府が目標とするアプレンティスシッ

プの受け入れ企業や参加者の拡大が阻害されないよう、継続的な影響分析を諮問内容に含めることを政府に求めている。

(注)

1. 基本額の適用年齢を二二歳からとしたことにより、従来一八〜二一歳を対象としていた youth development rate の適用範囲が二〇歳までとなった。

2. 不況などで企業の受け入れ数に限られる場合や、受け入れ企業がアプレンティスシップ参加者の全工程にわたる受け入れが難しい場合などに、一部の訓練工程が公的な補助を通じて訓練機関で実施されることがある。この間、参加者には一定額の公的扶助が行われる場合がある。例えばイングランドでは、所得調査制の教育継続手当が最高で三〇ポンド支払われるなど。

3. 〇九年八月に、八〇ポンドから九五ポンドに引き上げられた。なお、政府の政策案内サイト [directgov](http://directgov) によれば、アプレンティスシップ参加者の週当たり平均賃金は一七〇ポンドと下限額の倍近くに達する引き上げの恩恵を受けたのは、とりわけ賃金水準の低い理容業や介護業などに従事する約二万六〇〇〇人の参加者で、その九割が女性であるという。

【参考資料】

Low Pay Commission, Department for Business, Innovation and Skills, Directgov, Personnel Today 各ウェブサイト

## アメリカ

雇用創出に関する法の成立  
一七六億ドル規模の  
減税策を柱とする

米国の失業率は二〇〇九年一〇月に一〇・一％に達し、その後、一一、一二月と一〇％台で推移し、二〇一〇年二月には九・七％と一桁台になったものの依然として高い水準にある。労働統計局発表の雇用統計(1)によれば、二〇一〇年二月現在、二七週以上の長期間にわたって失業状態にある労働者は六一三万三〇〇〇人である。

このようななか、雇用創出を目的とする減税措置を柱とする法案(雇用改善のための採用インセンティブ法案)(2)が、上院において三月一七日、賛成六八、反対二九の賛成多数で可決した。民主党議員のほか、共和党議員一人が賛成している。本法案は上院民主党のリード院内総務(ネバダ州選出)によって二月二日に提出されたもので、二月二十四日に既に上院において賛成七〇、反対二八で可決され、その後、下院で三月四日に可決(賛成二二七、反対二〇一)された際に修正が加えられたため、上院で今回再度採択されたものである。

下院では二〇〇九年十二月、高速道路建設や公共施設の修復事業を柱とする一五五〇億ドル

規模の雇用対策法案を可決しているが、この法案は上院での可決は難しいという判断から、今回の法案(一七六億ドル)を共和党議員が立案した条項を盛り込むことで可決を急いだかたちである。

今回成立した法案は、総額一七六億ドル規模の雇用の維持と創出を目的とするものであり、企業を対象とする減税と公共投資が主な内容である。例えば、六〇日以上失業状態にある労働者を雇用した使用者を対象として、賃金に対して六・二％課税される社会保障税を免除する措置が盛り込まれている。対象となるのは二〇一〇年二月三日以降に採用された者で、二〇一〇年末までを期限とする措置である。また、新規に雇用した従業員を少なくとも五二週間継続雇用した場合、当該従業員一人当たり一〇〇〇ドルの法人税を免



除する。これらの措置に対して一三〇億ドルの予算を計上している。このほか、一〇〇万人の雇用維持・創出を目的とする高速道路整備計画に関する条項も盛り込まれている。

経済諮問委員会(CEA)のローマー委員長は、同法の成立を受けて、「使用者が雇用を促進しようとするインセンティブが働くような税制優遇措置が盛り込まれており、民間部門に効果がでるものになっている。短期間で成果が出るだろう」と述べている。また、同委員長は同時に成立した医療保険に関する法律に関連して、財政的な負担が大きいに對する共和党議員からの強い反対があることに對しては、「九・七％という高い失業率の水準を見据えて、今の時期に雇用創出につながる対策が必要である」ことを強調した。

会計関連の専門サービス会社、アーンスト・ヤングのビジネス・インセンティブ・税サービス部門のディレクター、アリ・マスター氏によれば、雇用対策の実施時期が重要な要素となると述べている。二月三日から二月三十一日までという期間は短いものであり、使用者にとって「制限された窓」のようなものである点を強調している。法案の鍵となるのは、新規に雇用することの税制上の利点を活用しよう

にも、既に雇っている従業員を解雇して新規雇用に切り替えることを禁じる条項が含まれていることである。ただ、六〇日間失業状態にある労働者は潜在的には約八七〇万人とされており、雇用創出に向かうよう労働市場を刺激する役割が期待できるとしている。

AFLLCIO(アメリカ労働総同盟・産業別組合会議)のトルムカ会長は、今回の雇用対策を高く評価した上で、「金融の崩壊で失われた雇用を回復する必要性がある。粉々になってしまったインフラを再構築し、将来のグリーンジョブのための投資をすべきときだと考えている。連邦、地方政府のサービスを向上させ、教育、警察、消防などのなし崩しのなコストカットを回避しなければならない」と主張した。

## 【注】

1. 次のアドレスを参照：<http://www.bls.gov/news.release/pdf/empst.pdf>
2. 英語名称は「Hiring Incentives to Restore Employment (HIRE) Act」(条文は下記を参照)  
[http://trwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111\\_cong\\_bills&docid=f12847ah.txt.pdf](http://trwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_bills&docid=f12847ah.txt.pdf)

## 【参考資料】

- New York Times, March 17, 2010, A16  
Wall Street Journal, March 18, 2010, A8  
Daily Labor Report, March 5, 18, 2010, Bureau of National Affairs

ブルームバーグテレビでのCEAローマー委員長へのインタビュー：  
<http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=newsarchive&sid=aq19gA55CS1Q>

NBCニュースでのCEAローマー委員長へのインタビュー：  
<http://www.nbc.com/id/15840232?video=144427704>

(国際研究部 北澤 謙)

## ドイツ

介護労働者の最低賃金、  
委員会案が固まる

介護委員会(Diegekommission)は三月五日、今年七月一日から介護労働者の最低賃金を時間当たり七・五ユーロ(東ドイツ地域、八・五ユーロ(西ドイツ地域)とし、二〇一三年までに段階的に引き上げる案を打ち出した。今後七月一日までに閣議決定を経て、連邦労働社会省が出す法規命令(1)(Rechtsverordnung)によって正式に決定される見通しである。

介護委員会は、労働者送り出し法(2)第二二条に基づいて連邦労働社会省から任命された八名の労使代表(3)で構成され、さらに同省から任命された一人が進行役を務める。同委員会では、これまで約半年にわたり介護労働者の最低賃金に関する検討を行ってきた。今回の決定を受けて七月に最低賃金が導入されれば、高齢者や病人の介護を行っている約八十一万人の労働者

表 介護労働者の最低賃金

(時給)

	東ドイツ地域	西ドイツ地域
2010年7月1日以降	7.50ユーロ	8.50ユーロ
2012年1月1日以降	7.75ユーロ	8.75ユーロ
2013年7月1日以降	8.00ユーロ	9.00ユーロ

資料出所：連邦労働社会省ホームページ

が適用を受けることになる。

### 具体的な委員会案

三月二五日に発表された連邦労働社会省の資料によると、具体的な委員会案は表の通り。介護労働者の最低賃金額は、今年七月一日から、東ドイツ地域では時間当たり七・五ユーロ、西ドイツ地域では同八・五ユーロとなり、その後段階的に引き上げられ、二〇一三年七月一日には、それぞれ八ユーロ、九ユーロとする予定である。

今回の委員会案について、介護委員会で行役を務めたブリュッカー (Rainer Brücker)氏は、記者会見で「ドイツの介護分野では、一五年前から賃金が下がり続けており、今回の最

低賃金導入によって、少なくともこの状況に一定の歯止めがかかることを期待している」と述べた。

ドイツの地元メディアによると、今回の背景には、東欧など近年新しくEUに加盟した諸国に対して、二〇一一年五月から労働市場が開放されることがあるという。すなわち、来年以降、東欧諸国から多くの労働者が介護分野に参入して賃金ダンピングが進むのではないかの懸念があり、最低賃金導入によってそれを排除しようとする目的があるとみられている。また、ドイツでは少子高齢化が進んでおり、今後数千人から一万人程度の介護労働者が不足すると考えられている。しかし、現状では七月に導入予定の最低賃金よりも低い賃金で働く介護労働者が多く、こうした介護労働者の適正な賃金水準の確保と、新たに介護分

野への就職を希望する者を積極的に獲得していこうとする狙いもあるようだ。

### 各界の反応

メルケル首相が率いる中道右派政権は、二〇〇九年一〇月の成立以来、国レベルの最低賃金の導入について「雇用喪失と失業率の上昇を招く」として、一貫して、特に自由民主党(FDP)が、反対の姿勢を取ってきた。しかし、今回「介護」という特定分野における最低賃金導入については、これまでのところ政権内で大きな反発は出ておらず、一定の理解が得られている。キリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)のフォン・

デア・ライエン (Ursula von der Leyen) 労働社会大臣は、記者会見で「質の高い介護を維持していくためには、適正な対価を受け取る専門人材が欠かせない。そのため、介護分野における最低賃金について今回の委員会案に至ることができた意義は大きい」と述べている。また、同大臣は、自由民主党(FDP)のレスラー (Philipp Rösler) 厚生大臣との懇談の中で「良質な介護の必要性」の点では合意したとして、現在、省内で最低賃金導入のための事務手続きを進めていることを明らかにした。

三月二五日付のロイター電



によると、労使は、ともに今回の委員会案について歓迎の意を表している。統一サービス産業労組 (Verdi) のパシュケ (Ellen Paschke) 氏は「過度に行きすぎた賃金ダンピングに歯止めがかかった」と述べており、使用者代表も「適切な最低賃金額であれば、介護分野の雇用を脅かすことはない」としている。

### 今後の手続き

介護委員会の提案は、今後内閣の同意 (閣議決定) が必要である。その後、連邦労働社会省が、介護労働者の最低賃金に関する法規命令を出し、それをもって正式な決定となる。

### 〔注〕

1. 行政機関が制定する法律のことであり、立法府が制定する法律 (Gesetz, Gesetzbuch) とは区別されている。
2. 「労働者送り出し法」の正式名称「国境を越えて送り出された労働者および国内で常時雇用される労働者のための強行的労働条件に関する法律 (Arbeitsgesetz über zwingende Arbeitsbedingungen für grenzüberschreitend entsandene und für regelmäßig im Inland beschäftigte Arbeitnehmer und Arbeitnehmerinnen)」。二〇〇九年四月に成立した。
3. 労使代表八人の構成は、労働組合の統一サービス産業労組 (Verdi) から二人、自治体の使用者団体 VKA、同じく民間の使用者団体 AGV Pflege から各一人の計二人、カリタス (Caritas) 教会、同じく教会の Diakonische Werk der EKD の従業員代表から各一人の計二人

同使用者代表から二人となつている。介護従事者の約半数は教会施設で働いており、当該分野の賃金やその他の労働条件はこれまで労働組合ではなく、教会の介護部門の従業員代表と使用者代表で構成する委員会が決定されてきた。このような経緯から教会の労使代表が委員に含まれている。

### 【参考資料】

連邦労働社会省HP、Reuters (二〇一〇年三月二五日)、ZDF (二〇一〇年三月二五日)、Spiegel online (二〇一〇年三月二五日)、JILPT資料シリーズN° 63「欧米諸国における最低賃金制度Ⅱ」

(国際研究部)

## フランス

依然として厳しい雇用情勢——失業者数は再び増加傾向へ

雇用局 (Pôle emploi) 及び雇用省統計局 (DARES) によると、昨年末に減少した失業者数が、今年一月には再び増加傾向に転じた。フィヨン首相は「失業者数は、少なくとも今年半ばまで増加し続ける」と発言。失業手当の受給期間を終えても再就職も他の手当の受給もできないという者が一〇〇万人に達すると予想されるなど、フランスの雇用情勢は未だ厳しい状況にある。

### 失業者数は一月に急増

二〇一〇年一月末時点で、雇

用局に求職者として登録されていた者は、フランス本土で四四〇万一〇〇〇人(季節調整済み)に達した。そのうち、「積極的な求職活動を義務づけられている求職者(カテゴリーA、B、C)」は三八六万五〇〇〇人で、前月(二〇〇九年一月)と比較して二万五九〇〇〇人(〇・四%)の増加、前年同月(二〇〇九年一月)比では五四万四〇〇〇人(二・六・四%)の増加であった。二〇〇九年一月に減少した失業者数は、再び増加に転じ、二〇〇八年半ば以降続いている増加傾向に変化はみられないといえる。

求職活動が免除されている求職者(カテゴリーD、E)については、「職業訓練中等で無職の状態にある求職者(カテゴリーD)」は二四万六〇〇〇人(前月比四・七%増、前年同月比三一・四%増)、「特殊雇用契約等

による就業中の求職者(カテゴリーE)」は二九万人で、前月比では一・七%減であったが、前年同月比では二八・六%の増加となった。

積極的に求職活動を義務づけられている求職者のうち、一月に就業活動を一切行なわなかった(カテゴリーA)求職者は、前月比で二万九五〇〇〇人(〇・七%)増、前年同月比で三十七万人(二六・一%)増の二六六万五〇〇〇人であった。また、「一月に七八時間以下の就業した(カテゴリーB)」求職者は五万二〇〇〇〇人で、前月比では一・一%の減少だったが、前年同月比では八・九%の増加であった。さらに、一月に七八時間を超える就業をした(カテゴリーC)求職者は六八万九〇〇〇人で、前月比で〇・三%増、前年同月比では二二・六%増であった。

五%、前年同月比で二・五%の増加だったのに対して、男性では前月比〇・九%、前年同月比で一・九・六%と、大幅な増加となっている。

年齢別にみると、二〇〇九年一月末時点では、二五歳未満が四一万二〇〇〇人、二五歳以上五〇歳未満が一五一万五〇〇〇人、五〇歳以上が三六万八〇〇〇〇人で、高齢者よりも若年者の方がかなり多かった。しかし、二〇一〇年一月末時点では、二五歳未満で四六万六〇〇〇〇人、五〇歳以上では四五万五〇〇〇〇人と、両者の差がほとんど見られなくなっている(二五歳以上五〇歳未満は一七四万四〇〇〇〇人)。二五歳未満が、前年同月比で一三・一%の増加であるのに対し、五〇歳以上では二二・六%も増加している(二五歳以上五〇歳未満では、一五・二%増)。

三年未満」は二七・七%増、「三年以上」は九・一%増加している。

求職者登録の期間も長期化している。二〇一〇年一月末時点で、求職者登録の期間が一年を超えるカテゴリーA、B、Cの求職者数は一三〇万七〇〇〇人で、前月比二・八%、前年同月比で二九・四%と、大幅に増加している。とくに、二〇〇九年一月末時点と比べると、求職者登録の期間が「一年以上二年未満の者」が四〇・二%も増加しており、二〇〇八年に失業した者の再就職が厳しい状況にあるといえる。ちなみに、「一年以上

失業保険の受給期間を終えた一〇〇万人が無収入に

フィヨン首相は、二月二十五日、雇用情勢が依然厳しいことを認め、失業者が「少なくとも二〇一〇年半ばまで」増加するとの見通しを表明した。また、失業保険手当の受給期間を満了する三五・四〇万人の失業者が、再就職できず、しかも、連帯制度における特別連帯手当(ASS)や積極的連帯所得手当(RSA)を受給できないおそれがあることも、政府の発表から明らかとなった。

長期失業者を対象としたASSや生活保護に相当するRSAなどの連帯制度における手当は、世帯収入額に応じて受給権が決まるため、配偶者などの収入が一定額以上の場合、失業者本人はこれらの手当を受給することは出来ない。失業保険の受給期間を満了する者は例年八〇万人程だが、金融危機による経済・雇用情勢の悪化から、二〇一〇年度には一〇〇万人を超え、こうした失業者一〇人のうち連帯制度の手当を受給できる者は僅か四人にすぎない。

〔注〕

RSA受給の年齢条件の緩和については、導入三カ月後の二〇〇九年九月末にサルコジ大統領が、若年者支援策として、「原則二五歳以上(扶養する子どもがいる場合は二五歳未満でも可)」から、「一八歳以上二五歳未満で、過去三年間に二年間(三六〇〇時間)以上就労していた者」にまで対象者を拡大するという案を発表し、国内で大きな議論を呼んだ。RSAの詳細については、当機構の海外労働情報二〇〇九年九月「RSA(積極的連帯所得手当)スタート」([http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2009\\_9/france\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2009_9/france_01.htm))を参照のこと。



### 男性、高齢の失業者が増加

この一年間のカテゴリーAの求職者についてみると、女性より男性、若年者より高齢者の増加が著しいという特徴がある。フランスでは従来、カテゴリーAの求職者は女性の方が多かったが、二〇〇八年後半以降、その数は逆転している。二〇一〇年一月末時点で、女性は一二五万人、男性は一四一万四〇〇〇人に達しており、女性が前月比で〇・

〈主要参考資料〉

« Demandeurs d. emploi inscrits et offres collectées par Pôle emploi en janvier 2010 », *Premières Informations Premières Synthèses*, 2010 - no 009, Dares, février 2010  
 « Demandeurs d. emploi inscrits et offres collectées par Pôle emploi en février 2010 », *Premières Informations Premières Synthèses*, 2010 - no 015, Dares, mars 2010  
 Les Echos 紙 二〇一〇年三月二四日  
 二五日付

(国際研究部)

## 中国

### 広東省、春節後に九〇万人の労働力不足

広東省の人的資源社会保障部は二月二四日、広東省全体で春節後に約九〇万人の労働者が不足しているとした調査結果を発表した。

中国では出稼ぎ労働者が春節(旧正月)に帰郷するという慣習があるが、出稼ぎ労働者が帰郷したまま職場に戻らないため労働力不足が発生するという現象が最近の傾向となっている。広東省には現在約二六〇〇万人の出稼ぎ農民がいるが、このうち一七三〇〇万人が他省から来た出稼ぎ農民であるという。調査結果によると、今年の春節後の動きは例年よりやや早く、春節後二月二二日までの時点で他省出身出稼ぎ農民のうち三一六万



人が広東省の職場に復帰した。これは春節前に帰郷した六九二万人の四五・七%に当たる。職場復帰の割合は昨年同期と比較して三・九%上昇した。

この影響により広東省で約九〇万人の労働力不足が生じていることが明らかにされた。地域別に見ると広州で約一五万人、深圳で約二〇万人、東莞で約二〇万人の不足となっている。一般労働者の不足が大半を占めるが、技術労働者の不足も目立っており、全体の約三二%を占める。労働者が不足しているのは主に、アパレル、製靴、玩具、紡織、建築、卸売り・小売、ホテル・レストラン等の労働力集約型産業。人的資源社会保障部は労働力不足が生じている要因として、①企業の発注が激増していること、②地域間の競争が激化しており出稼ぎ農民が分散化していること、③内陸地域との経済格差が縮小し出稼ぎ農民

のUターン現象が見られること、④需給の構造的なずれがあること、⑤新しい出稼ぎ農民世代の就業ニーズが多様化していること——などをあげている。

またこれらの問題に対処するため講じる措置として、①雇用環境を改善し最低賃金を適当な水準に引き上げる、②出稼ぎ農民のポイント蓄積による都市部転入政策を進めるとともに高いスキルを持った労働力に対する魅力を高める、③広東省の農村労働者に対して研修を行い農村以外での就業を推進する、④省内における技能労働力の有効な供給を増やす——などをあげている。

人的資源社会保障部の葛副部長は「現在の広東省の人手不足はそれほど深刻なものではなく制御可能な範囲」とした上で、「今後は企業による自主的な転換および労働者のレベルアップを促進させ総合的な競争力を引き上げることが必要」とコメントしている。

【資料出所】 海外委託調査員

(国際研究部)

## EU

### 景気回復後の政策方針めくり議論が難航

欧州統計局 (Eurostat) が三

月に発表したEU二七カ国の二〇一〇年二月の失業率は、前月から〇・二ポイント増の九・六%となった(対前年同期比では一・三ポイント増)。若年層(二五歳未満)の失業率はEU平均で二〇・六%(対前月比〇・一ポイント、対前年同期比二・二ポイントの増)で、全体の失業率が高いラトヴィア(二一・七%)やスペイン(一九%)では、こうした若年層の失業率は四割を超えている。失業者数は対前月比で一三万人増の二三〇二万人となり、前年同月から三一四万人増加した。なお、同月に発表された二〇〇九年第4四半期のGDP成長率は〇・一%で、前期に続いてプラス成長となったものの、〇九年通年の成長率はマイナス四・二%。欧州委員会は、二〇一〇年の成長率を〇・七%と予測、雇用については当面回復は期待できないとの見方を示している。

不況対策による加盟各国の財政悪化への懸念から、EUでは昨年来、出口戦略をめぐる議論が行われている。加盟国首脳からなる欧州理事会は昨年一二月の会合で、景気回復が確実になった後は、経済危機への対応のための例外的な景気対策から脱却し、財政を健全化するとの方針で合意している。しかし、経済・雇用状況は加盟各国で大きく異なり、歩調を合わせにくい状況にある。

さらに現在、経済成長と雇用に関する一〇年間の目標と政策方針として二〇〇〇年に導入された「リスボン戦略」が二〇一〇年に終了することから、これに代わる新たな戦略である「Europe 2020」の内容をめぐって議論が行われているところだ。欧州委員会が三月三日に発表した案は、「知的、持続可能かつ包摂的な成長」をスローガンに、域内の二〇〜六四歳層の就業率を従来の目標値である七〇%から七五%に引き上げるほか、貧困層を二〇〇万人(二五%)削減すること、学校教育中退者を一〇%未満に抑えるとともに若年層の高等教育資格取得者を四〇%以上とすること、GDPの三%を研究開発投資に充てること、温室効果ガスの二〇%削減ならびに再生可能エネルギー利用率・エネルギー効率を二〇%引き上げることなどを目標として掲げている。しかし、三月二五〜二六両日に開催された欧州理事会は、教育水準及び貧困層削減に関する数値目標の設定などで合意に至らず、議論は六月の理事会に持ち越されることとなった。

【参考資料】

European Commission, European Council, Eurostat, EurActive 各ウェブサイト

(国際研究部)